

# ちょこっと通信

H28. 8月号

VOL. 051

青木厚二郎税理士事務所

いつもお世話になります。

夏休みも後半に突入しました。人気の観光地や行楽地はどこもひと・ひと・人です。先月に行った日間賀島も観光客すごいい人でした。

ポケモンGOの影響でしょうか？島周辺道路を歩きスマホでまわっている方もいました。私は浜辺で一匹捕まえました。キャラの名前は知りません(笑)

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた  
先人の言葉

仕事は  
仲間をつくる

「ゲート(文学者)」  
「名言・座右の銘1500」より

困難の無い人生は

無難な人生

困難の有る人生は

有難い人生

～元気手帳3より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【日帰り慰安旅行に行ってきました。】

日帰り慰安旅行で食品サンプル工場に立ち寄りメモ立てを作りました。イチゴ・ミカン・パイナップル・キウイ等、様々な果物が本物そっくりでとても美味しそうなタルトのメモ立てになりました。今は事務所のデスクでそれぞれ使用しています。事務所にお立ち寄りの際は是非ご覧ください。



# 知っとこ！「税務のママ知識」

## ～預金口座とマイナンバー～

先月号に引き続き今月号もマイナンバーについてのお話をさせていただきます。

今回はマイナンバー制度で現在活用されている「社会保障・税・災害対策」以外で、預金口座へのマイナンバー登録や証券口座に対するマイナンバー登録が始まりましたので、そのお話をさせていただきます。

まず、平成30年1月から開始予定の**預金口座へのマイナンバー登録**についてのお話です。

平成30年1月以後に新規預金口座を開設する人は、預金口座開設時にマイナンバーを登録するよう求められるようになります。また、既に開設している預金口座分についても、銀行来店時等にマイナンバーの登録を求められるようになります。「求められる」というのは、法律上の告知義務は課されないため、現状ではマイナンバーを告知するかどうかは預金口座開設者の「任意」となります。

次に、**証券口座**に対するマイナンバー登録についてです。

証券口座については、**マイナンバー制度が導入された平成28年1月以後、マイナンバーの登録が必要**となります。これは、証券会社が特定口座の税金計算・納付・各種支払調書の作成・交付等を行うことが、「税分野」に該当するためです。

平成28年1月以後に新規証券口座を開設した人は口座開設時にマイナンバーを登録します。平成28年よりも前に既に証券口座を開設している人についても、マイナンバーの登録が必要です。ただし、税務署に提出する「株式等の譲渡の対価等の支払調書」等については、3年間のマイナンバー記載不要の猶予規定が設けられているため、**既存の証券口座分については、平成30年末までにマイナンバーの登録が求められます。**

上記によるマイナンバー制度の利用拡大が行われますので、皆様御準備の程よろしくお願い致します。

引用：週刊 税務通信No.3417

## 事務所あれこれ日記

★郡上の鮎を楽しんできました。★

事務所の皆さんと郡上に鮎を食べに行ってきました。初めて鮎のお刺身を食べたのですが、身がぷりぷりしてとても美味しかったです。ただ、生き造りの為鮎の口が急に動き、びっくりして思わず叫んでしまいました。 山田



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

### 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com